

# 点検報告制度に係る罰則規定について

点検報告制度に係る罰則規定は、次のとおり。

- 消防用設備等の点検報告に際して、**虚偽の報告を行った者**、又は**報告しなかった者**は、**30万円以下の罰金又は拘留**に処せられる。

## 参考条文

消防法(昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号)

第四十四条 次のいずれかに該当する者は、**三十万円以下の罰金又は拘留**に処する。

一～十 (略)

十一 第八条の二の二第一項(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)又は**第十七条の三の三の規定**による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十七条三の三 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

**※ 本罰則規定は、消防用設備等点検報告制度が創設された昭和49年6月1日以降変更なし。**

(両罰規定)

- 消防用設備等点検報告制度に係る違反行為をした者のほか、当該違反者に対して監督責任を有する法人は、**30万円以下の罰金**に処せられる。

## 参考条文

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～二 (略)

三 第三十九条の二第一項若しくは第二項、第三十九条の三第一項若しくは第二項、第四十一条第一項(同項第三号、第五号及び第七号を除く。)、第四十二条第一項(同項第七号及び第十号を除く。)、第四十三条第一項、第四十三条の四又は**前条**第一号、第三号、**第十一号**、第十二号若しくは第二十二号 **各本条の罰金刑**

**※ 消防用設備等点検報告制度に係る両罰規定は、平成15年10月1日以降追加され、その後の変更なし。**